

日程第 2 議案第 16 号

熊谷市教育委員会事務局設置及び処務規則の一部を改正する規則

熊谷市教育委員会事務局設置及び処務規則（平成 17 年教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（倫理）

第 6 条 事務局の職員の倫理に関しては、熊谷市職員倫理規程（令和 3 年訓令第 号）の例による。

本則に次の 1 条を加える。

（その他）

第 10 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊谷市教育委員会事務局設置及び処務規則（平成１７年教育委員会規則第４号）の一部を改正する規則新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
【前略】 （服 務） 第 5 条 事務局の職員の服務に関しては、熊谷市職員服務規程（平成17年訓令第38号）の例による。 （倫 理） 第 6 条 事務局の職員の倫理に関しては、<u>熊谷市職員倫理規程（令和３年訓令第号）の例による。</u> （公文書） 第 7 条 事務局の公文書に関しては、熊谷市公文例規程（平成17年訓令第11号）の例による。 （文書記号） 第 8 条 課の文書記号は、次のとおりとする。【中略】 （文書の管理） 第 9 条 事務局の文書の管理に関しては、熊谷市文書管理規程（平成17年訓令第9号）の例による。 （その他） 第 1 0 条 この規則に定めるもののほか、<u>必要な事項は、教育委員会が別に定める。</u> 【後略】	【前略】 （服 務） 第 5 条 事務局の職員の服務に関しては、熊谷市職員服務規程（平成17年訓令第38号）の例による。 （公文書） 第 6 条 事務局の公文書に関しては、熊谷市公文例規程（平成17年訓令第11号）の例による。 （文書記号） 第 7 条 課の文書記号は、次のとおりとする。【中略】 （文書の管理） 第 8 条 事務局の文書の管理に関しては、熊谷市文書管理規程（平成17年訓令第9号）の例による。 【後略】

日程第 2 議案第 1 7 号

行政手続等の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則

(熊谷市立幼稚園管理規則の一部改正)

第 1 条 熊谷市立幼稚園管理規則（平成 1 7 年教育委員会規則第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「あて」を「宛」に、「氏 名 ⑩」を「氏 名 」に改める。

(熊谷市立図書館条例施行規則の一部改正)

第 2 条 熊谷市立図書館条例施行規則（平成 1 7 年教育委員会規則第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

様式第 3 号中

団体名	フリガナ
代表者氏名	フリガナ

⑩	を	団体名	フリガナ
⑩		代表者氏名	フリガナ

	に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、
当分の間、これに所要の調整をして使用することができる。